

令和8年度 新宿区保健衛生業務員（医療職三） 募集案内

この採用選考は、新宿区保健衛生業務員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
医療技術系	新宿区保健衛生業務員（医療職三）(2)	1名程度

※週1日、1日あたり6時間勤務。

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

新宿区健康部において実施する健康診査、健康相談、訪問相談その他地域保健に関するもの

- (1) 主として母子保健に係る健康診査、保健指導、健康教育など保健業務全般
- (2) (1)に係るパソコン入出力作業（ワード、エクセル等）
- (3) 上記に係るその他の事務作業

4 勤務場所

- (1) 新宿区健康部四谷保健センター（新宿区四谷三栄町10-16）

※健診等で所属以外の保健センターで勤務することがあります。

5 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 看護職免許を有する者（保健師助産師看護師法<昭和23年法律第203号>第2条、第3条及び第5条に定める保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許）
- (2) パソコン（ワード、エクセル等）ができる方

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	論文（A 4 判横書き原稿用紙 文字数：1, 0 0 0 字程度） テーマ：自身の経験から、保健センターにおける相談業務に活かせること
結果発表	令和 8 年 4 月中旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和 8 年 4 月 2 3 日（予定） ※ 面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和 8 年 4 月下旬 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し下記のとおり提出してください。

申込書は、四谷保健センターで配布します。また、新宿区ホームページの「その他区政情報>新宿区役所・組織>職員募集>会計年度任用職員>医療・介護・福祉(会計年度任用職員)（★URL：https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index05_03_02n_03.html）」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	<p>郵送または持参による。</p> <p><提出書類> ※申込書・原稿用紙は上記新宿区ホームページよりダウンロードしてください。</p> <p>(1) 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書(兼履歴書)</p> <p>(2) 保健師、助産師または看護師免許の写し</p> <p>(3) 一次選考の論文</p> <p>(4) 返信用封筒(長 3) <u>※ご自分の住所、氏名を記載し、110 円切手を貼ったもの</u></p> <p><郵送の場合></p> <p>・ A4判が入る大きさの封筒に申込書、免許の写し、一次選考の論文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「保健衛生業務員採用選考申込書在中」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。</p>
申込期間	<p>令和 8 年 3 月 27 日(金) から 令和 8 年 4 月 13 日(月) (必着)</p> <p>◆持参は上記期間の土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。</p>

申込先	〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町10番16号 新宿区健康部四谷保健センター業務係
-----	--

9 勤務条件

勤務時間	(1)午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり6時間勤務 (2)原則として1日あたり6時間、週1日勤務とするが、それによりがたい場合52週につき1週あたり勤務時間が6時間となるよう所属長が1日あたり勤務時間及び勤務日の割り振りを定める。 ※ 所定の勤務時間を超えて勤務することは、原則ありません。
休日等	週休日：原則として土・日曜日及び指定された勤務日以外 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 (無給休暇) 病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇等
報酬等	・報酬 月額 約50,000円（地域手当相当分を含む。） ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給（実費相当） ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
社会保険	適用なし
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区健康部四谷保健センター業務係

所在地：〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町10番16号

電話番号 03（3351）5161（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

新宿区四谷保健センター案内図

◆所在地

新宿区四谷三栄町10番16号

◆交通アクセス

・電車

東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目駅」4番出口から徒歩5分

都営地下鉄新宿線「曙橋駅」A4出口から徒歩10分

都営メトロ南北線・JR中央線「四ツ谷駅」2番出口から徒歩10分

・バス

都営バス 宿75「四谷二丁目」「三栄町」から徒歩2分、

都営バス 品97・早81「四谷三丁目」から徒歩5分、

都営バス 高71「合羽坂下」から徒歩8分

